

# 仕 様 書

公益財団法人 東京観光財団

## 1 件名

平成 30 年度アイコンを活用した東京ブランドに係る空港内広告掲出等委託

## 2 委託期間

契約締結の翌日から平成 31 年 3 月 29 日まで

## 3 事業目的

東京都は、訪都外国人や都民向けに東京の魅力を発信するため、平成29年4月に決定したアイコンとキャッチフレーズを活用した広告掲出を行う。

## 4 委託内容

### (1) 全般について

#### ア 実施コンセプト

東京都は世界に選ばれる旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、別紙1「東京のブランディング戦略会議及び報告書（概要）」のとおり、ブランドコンセプトを定めた。本プロモーションの実施にあたっては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとし、新たに決定したアイコン及びキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下、「アイコン」という。）に込められたメッセージを深く理解の上、プロモーションの実施にあたること。なお、「東京のブランディング戦略」とアイコンについては以下を参照すること。

東京のブランディング戦略

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2015/01/20p1j700.htm>

アイコンについて

[http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07\\_01.html](http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07_01.html)

イ スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、公益財団法人東京観光財団（以下、「TCVB」という。）の承認を得ること。

ウ 業務の詳細について TCVB と協議の上決定し、進捗状況を綿密に報告すること。

エ 広告掲出開始後、速やかに掲出後の写真を電子データで提出すること。写真は概ね500万画素以上で撮影したデータとする。

オ 事業完了後、速やかに報告書を作成し、TCVB に提出すること。

カ 各広告媒体掲出先のポリシーや規定等を確認し、それぞれに応じた対応を行うこと。

### (2) 交通広告等への掲出業務

#### ア 選定と調整

(ア) 主に欧米豪からの訪都外国人旅行者の動線・視線を強く意識し、東京国際空港（羽田空港内）に広告を掲出すること。

また、上記に挙げた掲出場所以外にも、渋谷等訪都外国人旅行者及び都民が閲覧する頻度の高い都内の主要交通機関の駅等、効果的な掲出場所を提案しTCVBと協議の上実施すること。

- (イ) 提案にあたっては、訪都外国人旅行者等の広告閲覧回数（人数）想定値等を算出し、想定を満たすよう計画、実施すること。
- (ウ) 各媒体会社等との調整（広告枠確保、デザイン入稿及び必要に応じフォーマット変更、DTP修正等）及びそれに係る支出等を行うこと。また、必要に応じ広告の印刷を行うこと。

イ デザイン

広告デザインは全ての媒体において、原則TCVBから別途提供を行う。入稿にあたってのデータ受け渡し等は、TCVBの指定する第三者と直接調整等を行うこと。

なお、期間中に広告デザイン変更の可能性がある。

ウ 広告掲出場所

- (ア) 前述4（2）ア（ア）に基づき、事業目的に照らし効果的と思われる、外国人旅行者及び都民が閲覧する頻度の高いエリア、場所（渋谷等）に掲出すること。
- (イ) TCVBが確保予定の羽田空港の広告枠については必須とすること。掲出が確保できなかった場合、別途協議の上、代替案を提案すること。これらの広告掲出に関わる料金・制作費・掲出作業費は委託事業費に含み、受託者決定後各媒体会社と調整しデータ入稿や支払い関係の処理等を行うこと。確保予定枠についての詳細は受託後に、対象事業者へ別途提供する。  
※羽田での掲出場所はTCVBが確保予定の広告枠のみの実施も可であるが、別途、効果的な掲出場所があれば提案し、TCVBと協議の上実施すること。

エ 広告掲出時期

- (ア) 当年度下半期で、効果的と思われる媒体と年末年始を含む日程を提案すること。上記以外の期間においても効果的と思われる時期と媒体があれば提案すること。
- (イ) 掲出する媒体の決定後、速やかに掲出スケジュールを提出すること。

(3) 掲出にかかる閲覧数等の報告（効果測定）

4（2）の業務について、広告の訪都外国人旅行者等による閲覧数の推定値を、計算式を用いて、根拠をもって示すこと。

5 完了報告と契約代金の支払いについて

- (1) 契約代金の支払いは業務内容の完了と提出物等の提出後一括で行うこととする、TCVBの承認をもって請求書を発行すること。

業務内容

内容	提出物等	請求範囲
交通広告等掲出 効果測定、分析及び対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託完了届</li> <li>・実施報告書</li> <li>・本事業効果測定書（全体版）</li> </ul>	4(1)(2)(3)に係る業務範囲

(2) 提出物の形式等

- ア 委託完了届

別紙 2「委託完了届」参照のこと。

#### イ 実施報告書

A4 版縦、横書きカラー、Microsoft Word

掲出された広告全てをクリッピングや写真等に収め報告書に含むこと。(別紙として提出することも可能とする)

※目次、体裁等は TCVB と協議のうえ決定する。

※Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint 等を使用する場合には別紙として添付すること。

#### ウ 本事業効果測定書

効果測定内容、体裁等は TCVB と協議のうえ決定する。

## 6 第三者委託の禁止

本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

## 7 作成物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て TCVB に帰属する。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、TCVB が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVB は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ TCVB に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (5) 上記 (1) (2) (3) (4) の規定は、「6 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

## 8 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

## 9 個人情報情報の保護

別紙 3「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

## 10 その他

- (1) 仕様書に記載のない条件については、両者協議の上、決定する。
- (2) その他条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、変更する。
- (3) 契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な対応を行うこと。
- (4) 本事業の委託者は TCVB であるが、現地における実施に係る責任は受託者にあるものとする。
- (5) 天変地異、政治状況の劇的な変化により、本事業を中止する場合がある。